

日本社会における格差状況の歴史的前提 —富裕実業家の文化と階層的アイデンティティ—¹

永谷 健

格差社会論が盛んであるが、戦前の日本社会が顕著な格差社会であったことは、意外に知られていない。この論考では、戦後日本の階層状況の出発点とはどのようなものであったのか—すなわち戦前の格差状況がどのようなものであり、また、それはどのような過程で消滅したのか—について検討することにより、現代日本の格差状況について考えるためのヒントを提供したい。とくに、戦前社会の富裕層（たとえば資産や所得において突出していた実業家層・経営者層）に注目し、彼らを取り囲んでいた社会的状況の変化を、いくつかの視点から考察する。

1 格差状況の歴史的前提

近年、所得や資産、あるいは生活程度などに関わる社会階層間の「格差」の広がり、しばしば話題にされる。ワーキング・プアと呼ばれる人々の増加やIT長者に代表される超富裕層の出現について、様々なメディアで取り上げられている。

今から15年以上前のことであるが、東京大学の学生生活実態調査で、東大生の親の約4分の3が医師・弁護士・エンジニアなどの、いわゆる高級専門職か企業の管理職以上であることが判明し、話題になった²。東大生は現代社会の選抜原理と言われる業績主義原理にもとづいた選抜（受験）の「勝者」ではあるが、にもかかわらず彼らの出自に階層的な偏り（親の経済的・社会的地位の相違）があるという事実が、センセーショナルに語られたのである。

そのような「学歴エリート」の「再生産」（親の経済的・社会的地位の再現）というよく知られた事実を知識上のベースにしなが、現代の格差問題はしばしば議論されている。すなわち、そこでクローズアップされるのは、出身家庭の経済的・社会的な偏りが各社会層で世代を超えて固定化されつつあるという論点である。金銭的に上位の位置にあり、また高学歴でもある一定の層（いわゆる現代の「エリート層」）と、金銭的に下位の位置にあり学歴が比較的低い層（いわば「非エリート層」）のあいだの階層間の開きが拡大しつつある。そのような状況として、多くの論者が日本社会の将来を描いている³。

およそ1980年代までは、個人の生活程度を問う戦後の世論調査の結果を根拠に、日本社会は一億総中流社会であるという中流社会論が比較的的支持されてきた。したがって、一億総中流社会の信奉者にとっては、近年の格差問題はこれまでの常識が幻想であったことを突きつけるものである。また、このことが、この問題がときにセンセーショナルに語られることにもつながっている。さらに、これらの議論は、経済学、あるいは社会学の分野の多様な客観的データに依拠したものが多いため、そこには説得性に満ちた論点も多くある。

社会学という学問分野では、こうした格差問題はとくに教育社会学という下位分野、あるいは教育社会学の近接分野で議論されることが多い。現代日本社会を格差社会として特徴づける場合、そうした分野は、親の学歴そのものや親の子にたいする教育的投資、文化的な環境の提供の程度といった諸点に注目し、それが子の教育的なアスピレーションや後の収入における格差につながっていく点を、しばしば暴露しようとする。それらの議論の多くは、ピエール・ブルデュエの文化的再生産論を意識した議論である。大まかに言えば、親の学歴上の差異、あるいは文化上の差異（文化資本の多寡）が親自身の経済資本に反映しており、経済資本は子弟の代の学歴上の差異や経済資本の多寡に再現される（すなわち再生産される）というものである。

このように格差問題は、東大生の学生調査以降、社会問題の中心課題となった感がある。それでは、そもそもこのような格差は、いったいどこからやって来たのか。戦後社会は、総中流社会としてスタートしたはずであるが、数十年をへて、やや唐突に格差問題が議論されることになった。昨今の格差状況は、いったいどのような歴史的な前提の下に現出してきたのだろうか。総中流社会と言われる戦後日本の階層社会の歴史的な前提とは何か。現代の格差論の論者たちの多くは、おおむね格差の現状を多様なデータから把握し、将来の日本の階層状況を予見している。そこでは現在の階層状況の歴史的な前提は、多少の経年変化の参照を除いて検討されていない。現代における格差拡大状況は、はたして、これまで日本社会が体験したことがないものなのか。また、そもそも経済的な格差はこれまで日本社会においてどのように体験されてきたのか。そしてその格差はいかなるプロセスで解消されたのか。さらに、そうした一連のプロセスは、現代の格差状況とどのようにつながっているのか。

2 学歴資格に条件づけられない社会層の台頭

この論考では、現代の格差問題にとって重要な歴史的な文脈をいくつか取り上げる。とくに、戦前日本社会において、経済的な格差状況と富裕層の階層的アイデンティティはどのようなものであったかという問題である。学校教育を媒介にした経済資本や文化資本の再生産という問題、すなわち学歴資格を介した格差状況のメカニズムに関する問題については、あえて触れない。それらの話題は、教育社会学という学問分野において、言ってみれば語りつくされつつある。ただ、学歴の相違と経済資本の再生産に関する問題はアカデミックな分野で今やホットな議論だけに、ここでは、あえて取り上げない特別な理由を少しばかり述べておこう。

現代社会において社会階層間の格差（経済的なものを中心とする格差）が拡大していく兆しは、学歴問題とは直接関わらないいくつかの現象から見いだせる。また、それらの現象は、現代の格差状況の少なくとも一部分を象徴しているかに見える。それは、1. 非正規雇用労働や無職の若年層の増加傾向、2. 現代の富裕層の職業動向の二点である。

ここ数年しばしば話題となっている「フリーター」や若年非正規雇用労働の増加は、学歴資格を介した安定的な上昇移動から若年層が離れつつある傾向（あるいは離れざるをえない傾向）と捉えることができる。若年雇用の量的縮小傾向や雇用形態のフレキシブル化など、多くの社会的・経済的背景がそこには存在する。そうしたなか、学歴資格を就労への有力な通行手形として活用できずに本意ながら非正規就労を余儀なくされたり、はじめから社会的な選抜のプロセスには乗らずに学歴資格の取得から背を向けたりする者たちの存在が、しばしば指摘されている。とくに後者に関しては、「フリーター」よりも「ニート」をめぐる問題が、昨今ではクローズアップされてきた。「ニート」「フリーター」に関する日本の代表的論者である小杉礼子が、「職に就いていず、学校機関に所属もしていず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者として日本の「ニート」を定義し、彼らのタイプを、ヤンキー型、ひきこもり型、立ちすくみ型、つまずき型などに類型化して以来、「ニート」は「フリーター」とならんで若年労働市場に関する論議のキーワードになっている⁴。

たしかに「ニート」や「フリーター」の存在は、学歴資格を上昇移動のために手段化できない若年層やそれを意図的に手段化しない（あるいは手段化を回避する）若年層が現代社会において独特の存在感を持ちつつあることを端的に示しているであろう。こうした若年層の状況は、たしかに学歴格差が所得格差に反映していく傾向の一面とみなすことができる。ただ、「ニート」や「フリーター」の問題は、学歴格差の問題から一歩抜け出しているとも言えるのではないだろうか。学歴格差という差異の問題とは異なる次元で、学歴資格自体が上昇移動の手段から後退しつつあるという一層ラディカルな事態を、この問題は提起している。現代日本についての適切な時代診断を行なうならば、社会階層の一部で生じつつあるそうした事態を意図的に問題化する必要があるだろう。

このことは、所得・資産といった金銭面で「フリーター」や「ニート」と正反対の位置にある富裕層（いわば現代の“長者”たち）の世界で生じていることと、意外に通じるところがある。いまや、所得税高額納税者には、学歴を介さないで階層の上昇移動をはたした人たちが常連になっている。健康食品販売会社経営者、パチンコ機器メーカー会長など、学歴とは直接関係のない世界で上昇移動した者たちである。また、金銭的な階層序列の先端では、性差が超えられていく傾向もある。ある女性は高校を卒業し、信用金庫での営業担当をへてホテルチェーンの経営者となり、大学で経営環境学を学んでホテル経営に生かそうとしているという。また、女性のための職業研修会社の経営から足裏健康法ビジネスへと転換し、成功して現代の“長者”となった女性経営者もいる。

振り返ってみれば、戦後日本の富裕層では、学歴資格の媒介なしに“長者”になった人々が多数派であるといってもよい。所得税納税額一億円をはじめて超えた者が現われたのは1951年であり、それは石炭業者（炭鉱主）であった。その後、1950年代後半に石炭から石油へと主要なエネルギー源が転換したとき、石油会社の経営者・出光佐三が一躍高額納税者となった。また、50年代半ばから始まった高度経済成長期には、製造業の創業者が“長者”に名を連ねている。松下幸之助、本田宗一郎、石橋正二郎などの著名な経営者たちである。これらには高学歴の者も含まれるが、彼らの上昇移動は必ずしも学歴を必要条件とするものではなかった。

70年代には高齢化社会の到来で医療費が増大し、病院を経営する医師が“長者”に名を連ね、その結果、高学歴長者が際立った時期があった。しかし、これも一過的な出来事であり、80年代のバブル期には不動産を売却して収入を得た者（土地長者）、そしてバブル崩壊後には、パチンコ、ゲームソフトという娯楽産業、サラリーマン金融業者が“長者”に名を連ねることになる。最近では、女性向け美容産業の経営者やいわゆるIT関連企業経営者が躍進している。

このように見てくると、金銭的なヒエラルヒーの頂上と裾野で、学歴資格に条件づけられない社会層が、学歴を介して上昇移動をなす中間層を挟み込む形で独特な存在感を示しているのがわかる。このような状況では、学歴資格を社会的に承認された上昇移動の有力な根拠（正当化根拠）としてきた日本社会の上昇移動の意味は、大きく変化してこざるをえないのではないだろうか。この論考で学歴資格を話題からはずしてみるのには、このような点からである。

3 富のピラミッドの崩壊

かつての日本社会、とくに近代以降の日本社会において、所得や資産といった金銭的な格差が問題視されたことがあったであろうか。そもそも、現在問題とされつつある所得間格差自体、かつて存在したことがあるのだろうか。

格差は存在したし、それが問題視されもした。ヒエラルヒーの裾野の問題は、今や政策の場やジャーナリズムでさかんに議論されている。また、日本の“下層社会”については中川清らによる研究がすでにあるので、ここでは社会階層の「頂上」付近の問題を中心にいくつかの論点を取り上げてみる。

戦前までの日本社会においては、おもに実業の世界で成功致富し、莫大な富を形成した実業家たちや財閥の当主たちが、所得や資産のヒエラルヒーの頂上を形成していた。たとえば、昭和9年に刊行された『講談倶楽部』という雑誌を見ると、資産50万円以上の資産家の氏名が掲載されている⁵。また、相撲の番付形式でそれぞれの資産家がランク付けされている。富の頂上にいるのは、岩崎久弥、三井高公、岩崎小弥太、大倉喜七郎、住友吉左衛門など、明治以降の大財閥の当主たちである。掲載されている彼らの資産額は推定額ではあるが、それぞれ傑出している。しかし、戦後、彼らのようなスーパー・リッチを頂上に擁する富のピラミッドは解体された。ここでは、少しその経緯について触れておこう⁶。

戦前日本の実業界で強固な地位を占めていた実業家や財閥の当主たちは、終戦直後、難しいポジションに身を置くことになった。戦時利得の排除というマッカーサーの指令にもとづいて、昭和21年に財産税が施行された。この税制が、彼らの資産を脅かしたのである。財産税は強度の累進税率を採用していた。高額資産家の場合、最高で資産の90%を納付しなければならなかった。三井や三菱といった財閥の当主、そして旧華族の資産家にとって、この税制は財産の没収といってもよい。この税制について、阪急グループや宝塚歌劇の創始者として知られる小林一三が興味深いコメントを残している。小林は、昭和初期実業界の中心的人物であった。財産税実施直後の富裕層の状況を、次のように記述している。

「……新長者番附は突拍子もない数字を計上して、三十未満の青年が何億の財産を持って何千万円の税金を納付する、その反対に宮家御親辺の旧華族が生活難から失踪して自殺した。貧富地ならしの政策や、財産税安定の暁には、財閥富豪旧大名等の整理改革に伴ふ重宝名器の移動が公然と行はれて、茶人仲間のみならず、美術工芸の天地は、未曾有の変革を出現せしめるものと思ふ……。」⁷

財産税の実施により、富裕層の資産の「地ならし」が進んだこと、そして、新円の導入後に、いわゆる「新円階級」が躍進したことを小林は記している。また、彼も触れていることだが、昭和23年には、旧大名家の当主、高木正得氏の失踪・自殺という事件が起こった。この事件は、財産税による資産家没落の象徴として、当時の話題を独占した。戦前に大きな蓄財のあった資産家にとって、財産税による資産の「剥奪」は重大な問題だった。

財産税の導入は、資産の平準化をもたらした。また、それとともに、戦前の裕福な実業家たちのサブカルチャーにたいして衝撃を与えた。戦前の実業界では、独特な「金持ち文化」があり、それが一種のハイカルチャーとして存在感を示していたのである。

バブル期の流行語・「マル金」、そして比較的最近の「セレブ」など、リッチな階層自体やそのライフ・スタイルを意味する言葉は、ときに流行語となる。ただし、それらは実在するリッチな階層の特色を正確に反映している言葉としてというよりも、新興の富裕層とそのライフスタイルを揶揄する言葉として、しばしば使われる。

しかし、戦前の日本社会、それもとりわけ明治後期から大正期にかけての時代において、実業家中心の「金持ち文化」は、リッチな階層の「実在」を強烈に主張していた。その中心は、茶会、宴会など、多様な形となって現われた社交サークルである。とくに茶会サークルは、三井系の幹部経営者たちが中心となって他の諸会社を運営する実業家たちを巻き込んだ形で形成されていた。そして、戦時体制へと進みゆく時代のなかで、彼らの茶事文化は実業家固有の高尚な嗜みとして広がりを見せたのである。

実業家たちによる茶会サークルは、やはり高級文化の範疇に入るであろう。彼らの社交文化には、コレクション文化の側面があった。茶会では、高価な茶道具や書画骨董しばしば用いられた。それらは彼らが保有する富の象徴であった。高価な道具を彼らは競って購入したのである。

そのような「金持ち文化」としての社交文化にとって、財産税の導入は、当然、衝撃的な出来事であった。この税制は実業家たちに、いわゆる「お宝」の放出を強制したのである。小林も記述しているように、財産税を納税するため、「重宝名器」の多くを資産家たる実業家たちは手放していった。結果的に見て、戦後の財産税は、実業家たちからハイカルチャーの象徴を奪っていったのである。財産税は、このように資産家たちにとってはセンセーションであった。しかし、他方で、それによってもたらされた資産の平準化は、戦後日本社会における大衆文化の普及や「一億総中流意識」の形成と、深いつながりを持っていたにちがいない。

戦後日本における個人の所得・資産の平準化傾向や大衆社会的な状況について考えるために、ここでもう少し、戦前の「金持ち文化」を概観しておこう。明治後期・大正前期に広がりを見せた実業家に固有の文化は、どのような経緯で形成されたのか、そして、それはどのような内容を持つものであったのか。次節では、歴史をもう少しさかのぼり、おもに明治後期・大正期に隆盛をきわめた実業家文化のあり方を概観しておく。

4 実業家文化の存在

明治維新以降、実業世界で致富した成功者たち（すなわち富裕な実業家たち）の社会的地位は、彼らの経済的地位の高まりとともに向上した。国家への経済的な貢献（たとえば産業振興や寄付行為）により、三井や三菱の当主・経営者など、一部の実業家たちを対象に叙位叙勲や叙爵が行われた。彼らは、言ってみれば維新以降の新体制の下でのエリート実業家であった。徳川期にあつては、商人身分は身分秩序の下位に留め置かれ、また、商売や貨殖への蔑視が根強かった。そのため、維新後に生じた財閥経営者たちのこのような地位上昇は、きわめて急なものであったと言える。明治の大官たちと謁見する機会が増え、さらに公職を拝命するなかで、彼らは急上昇した自己の地位に「つりあう」文化にたいして敏感になっていった。彼らがハイカルチャーを積極的に探し求めるプロセスで、独特な社交文化（とくに茶会文化）が醸成していったのである。社交文化成立の端緒は、明治12年前後に遡る。そのころ、旧公卿や旧大名のあいだで茶事が流行した。成功実業家の多くは、そうした流行に便乗して茶の世界へと接近していった。

一例を挙げておこう。安田銀行の創始者として有名な安田善次郎は、茶事を中心とする社交文化へと積極的に近づいていった実業家の典型である。彼は茶会を自ら頻繁に催し、また他の実業家たちが主宰する茶会に積極的に参加することによって、貴紳との交際を展開していった。とくに明治20年代以降、前田公爵家を中心とする華族たちと交流を深めていった。

また、同時期には、三井財閥の当主たちも積極的に茶会を催した。三井家の当主・高棟は、京都博覧会（明治20年2月開催）で茶会

を主催した。そのとき、明治天皇にたいして献茶を行ったという記録が残っている⁸。

とくに三井系企業の経営者たちのあいだで、明治20年代から30年代にかけて、茶会はますます広がっていった。茶事は、エリート実業家であるならば必須の高級文化になっていった。言ってみれば、茶事は実業界の正統文化となったのである。彼らの文化のリーダー的存在であったのが、三井物産会社の幹部、益田孝である。益田は、明治22年に御殿山の邸を増築した。そのとき、朝吹英二や実弟の益田克徳に勧められて本格的に茶を始めた。その後、彼は高価な茶道具類を頻りに買い求め、茶事や茶道具の歴史に関する知識を深めていった。そして、三井系の諸会社幹部の多くが彼から茶の影響を受けた。毎年、益田は大師会という園遊会を独自に開き、三井系以外の諸会社の幹部経営者をも茶席に招いた。大師会では、仏画や古書画などを中心とする美術品の展示もあり、それを見た新参の実業家たちは書画骨董への関心を高め、名品の購入に走ったという。

大師会のような社交サークルは世俗的なものだが、これとは逆に、「侘び」などの質朴な精神性を重視する高尚なサークルもあった。和敬会はその代表である。それは会員を16名に絞り、格式の高さを維持していた。会員は、実業家や華族が中心であった。三井八郎次郎ら三井の当主、安田善次郎、大名家出身の華族らが発会（明治33年）当初のメンバーであった。のちに益田孝、三井高保、馬越恭平、高橋義雄ら、ヴァラエティに富む財界人が旧メンバーに入れ替わり加入した。この会は茶事の質素な精神性を前面に出すことで、高価な道具を見せる世俗的な「道具茶」との差異化を図っていた。和敬会は、当時の実業家茶事の最高峰と見なされていた。

こうして見てくると、彼らの茶会文化には、入手した高価な道具類とその取合せを客人に見せる「道具茶」の側面と、「侘び」を強調する質朴な側面とが共存していたことがわかる。当然、質朴な茶席に高額の道具が使われる場合もあるし、同一人物が「道具茶」の茶会にも、また、質朴高尚な茶会にも参加することができた。実業家たちの茶会は、一方で主催者の権勢を誇示するきわめて世俗的な文化を形成したが、他方では、質朴清閑な高尚さで威信を保持するハイカルチャーの雰囲気醸成したのである。

5 エリートとしての自己定義

このように、明治期の代表的実業家たちの文化面での動向を概観すれば、貴紳との交際を可能にする社交活動において彼らがきわめて活発であったことがわかる。たとえば安田銀行の創始者・安田善次郎がハイカルチャーへと接近していった動機には、「自己の位置の高まるに顧みる所があつた」からであると伝えられる。すなわち、高まりゆく自己の社会的地位に「ふさわしい」趣味を、安田は意図的・戦略的に求めていったのである⁹。ここでは他の有力実業家のこのような「趣味の向上」の詳細については割愛するが、安田に典型的なハイカルチャーを探索するこのような動きの背景に、彼らの社会的地位の急上昇という事実があることは重要である。では、近代化の途上にあつた当時の日本社会において、社会的地位の急上昇は実業家たち自身のエリートとしての自己定義とどのようにかかわっていたのであろうか。この節では、彼らが自らのエリート性をどのように捉えたのかについて検討してみる。

近代日本の成功実業家たちの多くは、それぞれの活動分野における事業家として多数の従業員をかかえ、関連事業の経営にリーダーシップを発揮して蓄財を実現した。しかし、それだけではない。とくに明治20年代には、彼らはしばしば、関連事業の収益に直接は関係しない社会的・経済的に影響力ある公的役職に就任した。また、これと並行して、政府への様々な金銭的貢献をつうじて彼らは叙位・褒章を授けられ、これによって地位上昇の正当性を徐々に獲得していったのである。彼らは「官民」の区別からすればあくまでも「民」の位置にあつたが、限りなく「公人」へと近づいていったのだと言えよう。

大倉財閥の創始者・大倉喜八郎の場合を見てみよう。明治18年12月に囑託された東京府養育院委員が、比較的早い時期に彼が就任した公的役職であり、その後、明治21年11月には、海防事業費金二万円を献納したことで正六位を叙せられ、金製黄綬章を下賜されている。また、そのころ、第三回内国勲業博覧会審査員（明治23年任命）、東京商業会議所議員（明治24年5月当選）など、営利活動からやや離れたいくつかの公的役職に就いている。さらに明治27年の日清戦争では、陸軍御用達を命じられ、明治30年10月には勲四等に叙せられている。翌明治31年2月には農工商高等会議委員となり、工場法案等の産業に関わる重要案件を諮問する立場に就いている。このように、明治20年代から30年代初頭にかけての公職就任は顕著であり、これと並行して行われた叙位・褒章授与は、彼の社会的地位の上昇を象徴し正当化するものである。また、明治31年5月に、大倉は還暦及び結婚二十五年記念祝宴を盛大に挙行し、その席上、私財を投じて商業学校を設立する計画を発表して教育事業・社会事業への関心の高さをアピールしている。そして同年11月に五十万円を出資して財団法人大倉商業学校を赤坂区葵町に設立した。明治32年3月には、東京商業会議所副会頭に当選。明治35年2月には従五位に叙せられ、11月勲三等、旭日中綬章を授与されている¹⁰。

安田のケースも簡単に見ておこう。安田は明治10年代から東京府議員（明治11年12月23日当選）、第二回内国勲業博覧会（明治14年開催）の日本橋区出品人総理（明治12年12月3日任命）などを歴任したあと、日本銀行理事（明治15年任命）、日本銀行監事（明治22年選任）、日本銀行建築事務主管（明治23年依嘱）など、明治15年に開業した日本銀行のいくつかの役職に就いた。また、大倉と同様に、明治31年には農工商高等会議委員に任命され、産業に関わる法案の諮問に携わっている。そして、明治20年には海防費一万円の献納により従六位に叙せられ、のちに黄綬章を賜っている¹¹。

大倉と安田の経歴を見ると、おもに明治20年代から明治30年代にかけて、自己の経営事業へと直接的に利益を誘導するとは限らない多様な公的役職にともに任命され、のちに褒章と叙階を授けられたことがわかる。彼らに対する新時代の指導者としての評価が、褒章・叙階という国家的な評価体系によって表現され、権威づけられたのである。

公職就任と叙階に象徴されるこうした地位上昇は、他の成功実業家たちも経験した。明治20年代末から明治30年代初頭にかけて、実

業家や事業経営者の社会的地位や威信の上昇を暗示する出来事がいくつか生じている。最も象徴的なのは、明治29年6月9日に、日清戦争の軍功者にまじって、実業界からはじめて叙爵者が出たことである。岩崎久弥が亡父弥太郎の勲功、岩崎弥之助と三井八郎右衛門が本人の勲功により、それぞれに爵位が授けられたのである。これによって、国家にたいして経済的に顕著な貢献をすれば、途方もない威信の上昇がありうるということが社会的に認知されたのである。

また、同じ明治29年には、商工業者による公権への接近という点から特筆すべき制度が導入された。営業税の導入である。日清戦争の結果、歳計が膨張して、政府は新しい財源を確保する必要に迫られた。そこで、それまで地方税として各府県が課徴していた旧来の営業税・雑種税を国税へと編入し、同年3月27日に新しく営業税としてスタートさせたのである。営業税は、言ってみれば商工業者を狙い撃ちする国税であり、その成立過程においては各地で反対運動が巻き起こったが、他方でそれは、商工業者に公権取得への道を用意する税制でもあった。明治22年2月に公布された衆議院議員選挙法では、選挙権および被選挙権を持つには、地租と所得税からなる直接国税を、15円以上納付していなければならないという条件が規定されている。それが、明治29年の営業税の導入に至って、事業規模の大きい商工業者ほど、多くの国税が課徴されることになった。これによって、従来、土地所有者と比べて租税負担のわりには公権を享有することが難しかった商工業者に対して、公権への接近を容易にするルートが与えられたのである。

このような実業家・事業経営者の全体的な地位向上という社会的趨勢のなか、大倉らは先のような公職に就き、叙階の上昇を経験した。したがって、一方で彼らは、地位向上の只中にあった商工業者のトップランナーであり、また、他方では、公職や叙階によって公的に権威づけられた稀少な「選良」でもあった。ここに、彼らの階層的な自己定義を考えるための、ひとつの契機を見つけることができる。彼らは事業経営によって獲得しつつあった自らの地位に付随する事業家としてのエリート性を、どのように捉えていたのかという点である。先の節で見たように、彼らは自らの地位上昇のさなかにおいて、独特な社交文化を形成して上層社会への地歩を占めようとしていた。そうした上層社会への接近プロセスは、他面、下層である非エリートとの隔たりを認識していくプロセスでもある。たとえば従業員との関係において、彼らはどのように自己のエリート性を定義しようとしたのか。また、従業員との隔たりや差異をどのように意識していたのか。

この問題を考察する手掛かりとして、ここでは明治29年から30年にかけて催された農商工高等会議を取り上げてみる。幾人かの成功実業家たちがこの会議に実業エリートの代表として任命された。そこでの彼らの発言を見れば、当時、彼らが自己のエリート性をどのように捉えていたのかが推察できる。

第一回農商工高等会議は、実業界から初めての叙爵者が生まれ、また営業税が導入された同年、すなわち明治29年に開催されている。安田・大倉はともに、この会議の委員に任命されている。山口和雄の表現を借りれば、この会議は、「わが国最初の官民合同の産業問題についての審議会」であった¹²。すなわち、官民合同による権威ある政策提言の場として設けられたのである。明治初年においては官民が同席すること自体がひとつの社会的センセーションであった。維新から30年ほどたつて、エリート実業家たちが政治的に権威づけられる時代となったのである。

農商工高等会議では産業に関わる多様な問題が諮問され、審議された。なかでも工場法案をめぐる議論からは、この時代の実業家たちの従業員に対する意識を窺い知ることができる。この会議は計三回、開催された。労働者保護や工場法に関わる問題は、第一回会議（明治29年10月19日から同年10月26日にかけて開催）において「職工ノ取締及保護ニ関スル件」として提起され、欧米各国で施行されている職工保護法（幼年・少年職工、女工、一般職工の日曜日の労働や夜業の禁止、労働時間の制限などを内容とする）が議論のたたき台として提示された。そして二年後の第三回会議（明治31年10月20日から同年11月4日）では、たたき台をふまえた「工場法案」が提起されている。第一回・第三回ともに、同法案をめぐる賛否渦巻く議論が展開されたが、多くの修正ののち、最終的に法案の体裁で答申を行うに至った¹³。

工場法案を策定した官僚側の意図は、次のようなものだ。工場主と職工のあいだのいわばプレモダンな「情誼」の関係は、もはや衰退している。そして、雇用者・被雇用者間のいわばモダンな関係—隔たりや亀裂—が現れる時代となった。このような意図から、第三回会議ではじめて「工場法案」が提起された。そこでは、「職工名簿」を設けたり、場合によっては「職工証」の所持を職工に義務づけたりすることで、かつては許容されていた職工による職場の自由な移動を制限する条文が盛り込まれるとともに、若年労働の禁止や制限、休憩の確保、「暴行虐待」の禁止など、労働者保護に関わるいくつかの条文も盛り込まれた。

では、高等会議のメンバーに任命された実業家たちは、官僚たちが提起したこのような工場法案の趣旨にたいして、どのように反応したのであろうか。彼らの見解は、ほぼ一致している。すなわち、「工場法案」の内容およびその施行は時期尚早であり、事業現場の実情には合わないという見解であり、会議でもそうした趣旨の意見を述べている。

大倉は第一回会議で次のように発言している。

「欧羅巴ノ文物デ善イモノモ沢山這入ツテ来マシタガ、悪ルイモノモ沢山這入ツテ来マシタ、其中ノ『すらいき』杯ハ余リ善イモノデハナイ、…『すらいき』ガ始マルダラウト言ハレマシタガソレハ疾ウニ始ツタノデ、我々共ハ年中苦シメラレテ居リマス、中々職人ノ虐待ドコロデハナイ、雇主ガ虐待サレテ居ル今日ノ有様ニナツテ来マシタ」¹⁴

「欧羅巴ノ文物」の流入以前の時代における「情誼」にもとづく調和的關係を、大倉は、雇主・職人間關係の標準として想定してい

る。そのような標準からすれば、ストライキとは、そこから外れる典型的な現象である。「『すらいき』杯ハ余り善イモノデハナイ」のである。大倉は次のようにも発言している。少し長くなるが、引用しておこう。

「此農商務省ヲ拵ヘマスル時ニ屋根ヲ葺上ゲナケレバナラヌ、…東京ニハ其職人ガ二十一人シカナイ、…農商務省ノ役人ガ…コチラノ取締人ニ向ツテ貴様ノ方ノ仕事ハ甚ダ遅イソレデ十月三十一日マデニ之ヲ仕上ゲナケレバ、一日三百円ノ罰金ヲ取ラレルゾヨ…ト小言ヲ云ツタ、…之ヲ職人ガ聞イテ…ハ面白イト言ツテ此奴等ガ徒党ヲ起シテ翌日ハ出テ来ナイ、トコロガ東京府下ニ職人ガナイカラ、已ムヲ得ズ三拜九拜シテモウ頼ニミ頼ンデー円ノ職人ハ三円モヤルト云フヤウナ有様デ、酷イ目ニ逢ツタサウスルト其職人ハ其金ヲドウスルカト云フト、深川ノ洲崎ヘ往ツテ酒ヲ飲ンデ居ルト云フヤウナコトデ、ドウモ日本ハ職人ノ方ガ余程利ロデ中ニ智恵ガ廻ツテ居リマス…」¹⁵

役人との力関係をいわば手玉にとって徒党を起し、職場を放棄する職人たちの「智恵」や策略は、雇主ににとっては戸惑いである。これは「欧羅巴ノ文物」流入以前には想像もできない事態である。大倉はこうした職人たちにまつわるエピソードを好んで語ることにより、「情誼」にもとづく労資の調和的關係を是とし美德とする雇主の懐旧的な心情を伝えている。

大倉は当時の職人の「狡猾さ」や「強かさ」をひたすら強調している。そして、その場合、彼らをかつての家族的でパーソナルな師弟關係からは著しく外れた者たちとして捉えていることは重要であろう。ここでは大倉以外の実業家たちの発言は割愛するが、彼らの発言の趣旨はほぼ同様のものである。彼らは、一方で実業家・職人間の關係に階級的な格差が芽ばえていることを自覚している。そして、他方では、職人たちを自己と階級的に異なる存在（たとえば「下等ノ者」といったナイーブな言葉で表現されるもの）として捉え、自他の關係を恩情による雇用と温情に対する献身のようなものと見なすのである。彼らの労資觀はこのように懐旧的で保守的な雇用觀にししばしば立脚していたが、その立ち位置は階級的な懸隔の自覚と主従間のパーソナルな「情誼」の關係とが交錯したところで成立している点は注目すべきである。明治20年代末から30年代初頭にかけてのこの時期、彼らは実業家の地位向上という全体的趨勢のなかで革新的經營者としてエリートの地位を確保しつつあった。彼らの従業員觀は一律ではないが、一般的に懐旧的であったと言ってもよいであろう。そして、従業員との關係に関しては、主従的な恩情・献身の道徳的關係を標準として、現状の階級的対立の萌芽をししばしば是正すべきものと捉えていたのである。

6 労資觀の展開

では、明治後期以降の実業家たちの労資觀はどうであったのか。間宏は日本の労務管理史について概説しながら次のように述べる。「明治以降、資本家・經營者によって唱えられた労使關係に関する經營イデオロギーとして温情主義…が広く行なわれていたと断定しても、ほぼ誤りないであろう」¹⁶。ただし、次のようにも言う。

「温情主義…中略…とは、資本家・經營者が、自己の雇傭者にたいし、下からの権利としての要求や外部からの義務としての強制によらず自ら進んで、被傭者の生活に好意的な配慮…を加えようとする態度をいう。…中略…戦前の温情主義の特徴は、これを恩情主義と呼ぶにふさわしい。使用者側の被傭者にたいする配慮の底に、施恩と報恩という「恩」意識が強くはたらいっていたからである。しかも…中略…明治期と、大正・昭和期とでは、かなり質的に変化したようにみられる。明治期のそれは、いわば、主従關係の恩情主義であり、大正・昭和期のそれは家族關係の恩情主義（これを家族關係と考える）である。主従關係のそれは、社会規範として、行動統制の側面が強いのにたいし、家族關係のそれはでは、親子の愛情のような心理的結合の側面が重んじられている。」¹⁷

つまり、戦前における近代日本社会では、經營者・使用者の關係は温情主義が一般的であった、ただし、明治期の温情主義が主従關係を主調とするものであったのにたいして、大正・昭和期のそれは家族關係（とくに親子關係）を擬制とするものであるという。この点については筆者も同意見である。たとえば戦前期鐘紡の經營者であり、大正・昭和期財界の代表的人物であった武藤山治は、この期の温情主義者の典型であった。武藤は鐘紡で大家族主義を確立した。武藤は当時のアメリカやドイツの会社の労資關係から多くを学んだ。とくに大正中期以降、欧米の温情主義管理施策（労働者福祉施策）に関する理解を深めた。ただし、欧米のものに倣いながらも、具体的な管理施策や經營イデオロギーに関しては、日本に「固有」の「家」の論理（大家族主義）で一貫させた¹⁸。そして、武藤がこのように大家族主義を確立した背景には、欧米由来の権利思想の流行のなかで日本の労働運動が権利思想の成熟を待たずに過激化しつつある現実があった。武藤は著書のなかで次のように記している。

「私は大正八年十月米國華府に開會された國際労働會議へ臨んだ時、品性なるものゝ如何に尊ぶべきものなるかを痛感した。当時私は英國労働代表の人々と親しく食事を共にして、其の品性の如何にも高いのに敬服した。…中略…大正七、八年頃、日本に於ける思想が最も動揺し、それが西洋より來った新思想であるとして、…中略…当時私は吾國に來った新思想なるものは、権利の方面のみ誤り傳へられて、義務の方面は輸入されて居らないので、…中略…英國の職工などの品性が高く、職工も紳士として自ら其行を注意するのみならず、日々の職務に対する義務の觀念に至っては、到底吾々の及ぶところにあらずとして、深き感化を受け、…中略…。…中略…私

は、吾国労働運動者諸君の純なる心については、何等の疑を持たぬものであるが、私が此等諸君に忠告したいのは、…諸君は品性の如何に人生に尊きものであるかを、深く鑑みる様にせられたいものである。」¹⁹

武藤は日本における権利思想の未成熟を、労働者における「品性」の欠如として捉えている。ここでは近代日本の「品性」概念については詳述を見合わせるが、近代日本の成功実業家・代表的経営者はこの概念を、しばしば正統的な経営者の望ましい資質として語る。すなわち投機家や「成金」などの異端的成功者とは対照的な、理想的な経営者の資質である。武藤は、言ってみれば望ましい経営者の道徳的なあり方と同一のものを被使用者・労働者にも求めるのである。そして、武藤ほど明言はしないが、他の多くの代表的経営者（たとえば王子製紙の藤原銀次郎、三井の団琢磨など）も類似する考えを持っていた。いわゆる企業一家の「労使一体論」である。労働者・資本家の企業体への忠誠の程度は本来的に同一でなければならず、企業体の同一目標を達成するために両者は心情的にも一体化するのが当然であるという労資観である。両者の対立関係は、あってはならないというのである。

こうした「労使一体論」「温情主義」とは異なる労資観を理想とする経営者たちも、たしかにいた。当時はすでに会社経営の一線を退いていた財界の重鎮的存在・渋沢栄一などは、頻発する労働争議を憂慮し、旧態依然の温情主義を問題視していた。そして、とくに晩年は、「労使協調論」の中心的人物として活動した。すなわち、労働者・資本家の対立関係を一方で認めながらも、互いの信頼関係を前提に、両者は和解や妥協をはかるべきとする立場である。渋沢は、「労使協調論」の実践機関である協調会に深く関わり、労働争議の公的な調停を推進しようとした。しかしながら、「労使協調論」は、当時の財界人たちの中心思想になることはなかった。このことは、財界の中心人物のひとりである団琢磨の考えや行動を見ればよくわかる。団は昭和初期の労働組合法導入をめぐる議論において、明確に反対を表明した。団の立場は典型的な温情主義であった²⁰。団は労働組合法の制定に徹底的に反対した。当時の浜口内閣は、激発する労働争議を緩和するために同法の制定の必要を説き、同法導入を提案していた。団は欧米を歴訪して以来、欧米の労働組合について研究し、次のような意見を持つにいたった。すなわち、日本では個人主義にもとづく労使関係は誤りであり、普通選挙の実施でただでさえ無産政党が進出する「恐れ」があるのに、組合法などはとんでもないものである。昭和4年の工業倶楽部における労組法反対に関する意見では、わが国固有の労使関係は労組法の導入により破壊せられることを強調している。団の主張からは、温情主義への愛着と社会主義への恐怖が看取される。こうした主張は具体的な行動にも及んでいる。すなわち、同法案が衆院を通過したあと、団は同志の実業家たちと全国産業団体連合協議会の開催を呼びかけた（昭和6年）。協議会で団は反対演説を行った。資本家陣営は団結し、その結果、貴族院で同法案を審議未了に持ち込んだ。当時、「団を斃せ」のビラがまかれたという。団の労資観については、彼の伝記に端的に記されている。

「君は三池時代直接労働者に接して労働者と苦楽を俱にし、飽くまで労働者の忠実を信じて労働者の幸福を常に念頭に置き、温情を以って労働者に接すれば、労働者が自ら団結を作りて資本家に対抗するの必要なことを深く信じて疑はなかった。労働組合の発達は個人主義の国にては或は必要ならんも、我国の如き個人主義の発達せず家族主義の勢力ある国に於ては労資自ら一体を成して産業の発達の為に協力すべき実情にあるとの所信を抱き、此の方針の下に著著我国の労働政策の確立されんことを希望して居った。」²¹

このように、戦前実業エリートの多くは、しばしば温情主義というプレ・モダンな労資観のなかに身を置き、権利や階級対立に関する思想の台頭のなかで「労使一体」を強調するにいたった。そして、エリートとしての自己定義は主従関係や家族関係、あるいは「品性」という抽象的な徳目によって語られた。

7 「金持ち文化」と戦争

さて、ここで先の「金持ち文化」のその後を確認しておく。実業家たちを中心とする「金持ち文化」は、戦時期へと時代が移るにつれて、どのように変化していったのであろうか。ここでは、先に挙げた小林一三のケースで、その過程を簡単に追跡してみよう。小林の言動は、戦前期実業家文化の継承と終焉を象徴している。

小林は、茶会文化がエリート実業家の正統文化として認知されはじめた明治20年代に実業を志した²²。彼は慶応義塾を卒業し、三井銀行に入行した。小林は、言ってみれば学歴エリートであり、幹部経営者候補生として入行したのである。しかし、銀行入りするまえは、小説を試作してみたり、新聞記者を志望してみたりという具合で、文化活動への関心が強かったようである。小林は、銀行マンの生活には満足できず、その後、三井を出ることになる。上司の仲介で、関西にあった鉄道会社の監査役に転職したのである。その後、箕面有馬電気軌道という別会社を共同で立ち上げ、その専務取締役役に就任した。阪急電鉄の始まりである。ここから、文化事業への個人的な活動が始まった。敷設した鉄道の沿線開発やターミナルでのレジャー施設、商業施設の展開（宝塚温泉、宝塚少女歌劇団、阪急百貨店、球場経営）など、おもに中間層をターゲットとしたさまざまな事業を、彼は展開した。この点については、すでに紹介や研究も多いので、ここではこれ以上触れない。

小林自身は、やはり成功実業家として財をなし、大正期から昭和初期にかけての「金持ち文化」の中心的人物になった。彼も実業家茶事に傾斜していった。彼が茶の湯に興味をもったのは、三井銀行入りしてすぐのころである。大阪支店に配属されたときに、上司の高橋義雄と出会い、高橋から大きな影響を受けたという。高橋はある日、大阪の旧家・長田家の抵当流れの書画骨董類から明治天皇へ

の献上品を選定するよう、小林に頼んだ。小林の回想によれば、この選定作業によって、「茶道具に対する知識と興味を養われた」のだという。

小林が戦前の茶会文化のなかで行なったことは、本質的には三井系のエリート実業家による茶事（益田孝らの「道具茶」）と異なるものではない。小林は、昭和11年に大阪・池田に西洋風建築の邸宅（「雅俗山荘」）を建てた。そして、その傍らには和洋両用の茶室を構えた。茶室普請では、これは新機軸と見なされている。ただし、邸宅の広間に書画骨董を陳列しており、また、同好者が持ち寄った道具類をも展示している。したがって、彼の茶室の趣向は、先の大師会のような園遊会のものとは大きく異なるわけではない。また、彼は茶事研究に没頭し、茶事随筆や茶会記録を多く物したが、このことは、彼自身が正統な実業家茶事文化の継承者であったことを物語っている。

しかし、小林が茶事文化の中心に近づいた時代は「金持ち文化」の転換期であった。満州事変が勃発した昭和6年ごろから、財閥や実業家に対する批判が急速に高まった。実業界は「財閥転向」と戦争協力の時代を迎えた。徐々に「道具茶」は、時局に合わない贅沢な文化と見られはじめた。

この昭和初期において、茶道界では「道具茶」の時代錯誤性を指摘する動きも出はじめた。「茶道経国」というナショナリスティックな茶事思想が、その一例である。「茶道経国」を唱えたのは高谷宗範という人物であり、司法省の官僚や東京控訴院検事をへて弁護士を開業した素人茶道家である。茶道に含まれる和敬静寂のイデオロギーは「修身齐家」の手段として効果を発揮するものであるというのが、「茶道経国」の趣旨である。そこから高谷は、茶道は本来、国家にたいする貢献の態度を涵養すべきであると述べ立てた。

これと同じ時期、血盟団事件が起きた。益田孝の後任として三井合名会社理事長の職に就いていた団琢磨が、三井本館前で血盟団員によって暗殺された。また、三井銀行の最高責任者であった池田成彬が右翼に狙われるという事件も起きた。軍部や右翼、あるいはメディアによる三井批判が高まっていた。小林は、昭和7年8月の手記で次のように時局について記している。

「爆弾、暗殺、帝都暗黒策、軍人の直接行動、といふやうな恐怖時代が襲来した。資本主義打倒、既成政党撲滅、ファッション運動、といふやうなテロ時代の序幕が開演せられるべきその危険信号が、あらゆる方面に擡頭してゐる。盛んに流言蜚語が飛ぶ、沈痛の面影や、狂熱の姿勢や、戦慄の態度や、いやしくも甲乙相会するところ、食堂の大広間に、倶楽部の談話室に、待合の離れ座敷に。…中略…今や資本主義崩壊の危機に立つ時、舞台上の一人として出演せなくてはならぬその運命はいつ来るだらうか、果たして防ぎ得るだらうか、崩壊を免れて厚生に生存し得るだらうか」²³

小林が記すように、彼と同世代のエリート実業家たちの多くは、社会の上流に位置して閉鎖的なエリート・サークルの一員となって、ハイカルチャーを身に纏おうとしていた。しかし、彼らに批判的な思潮の高まりにともない、閉じられた世界は崩壊し、それぞれが「テロ時代」という全く異質な舞台へと連れ出され、時局と直面せざるを得なくなった。小林は、そのように認識している。

こうした時局に呼応して、池田成彬を中心とする三井は、社会事業にたいする貢献や三井同族の要職引退などといった「転向」策を矢継ぎばやに打ち出した。そして、これが功を奏したのか、その後、右翼や軍部による財閥攻撃は徐々に後退していった。

また、国家総動員法の制定（昭和13年）以降、政府による経済統制の動きが加速していった。そして小林は、実業界の実力者として、皮肉なことに政策の場に連れ出されることになった。小林は昭和15年7月、第二次近衛内閣の商工大臣に任命された。彼は在任中、経済統制の動きに抵抗を試みた。しかし、失敗に終わり、他の咎を問いつめられて短期間で辞任に追い込まれている²⁴。彼は大臣を辞任してすぐに「大臣落第記」を『中央公論』に掲載して、辞任の経緯を公表した。時局への無力感を自虐的に描写して、政治の場から自発的に退却したのである。こうした政治の場からの退却と同時に、小林は茶会文化の中心から外れていった。

時代は戦時体制へと進んでいき、さきの高谷のような「道具茶」への批判は続いていた。そのなかで小林は、質朴な茶事の世界へと入り込んでいった。彼は雅俗山荘で、薄茶での質朴な茶会を戦争中も中断することなく開催している²⁵。

小林は戦時下、時局との調和が難しくなってきたハイカルチャーとしての茶事をいかに解釈するかについて、思いをめぐらしていた。彼は当初、贅沢・虚礼・遊戯を特色とする贅沢な「道具茶」を刷新すべきだと考えていた節がある。ところが小林は、馴染みの「道具茶」文化を、結局は否定することができなかった。ある手記で彼は、「お茶は大衆本位なりと大向うの御機嫌のみを迎ふる如く説くのも間違つてゐる」と述べて、「茶道経国」のような大衆的な茶事を否定している。また、のちに彼は、「どの途爆撃によって消滅する運命ならば、せめて生きてゐる間なりと楽しむだけ楽しむべしといふ捨鉢の度胸に墮して居ったのかも知れない」と回想している。戦況が激化するとともに、仲間との現実逃避的な茶事にのめり込んでいった当時の心境が伝わってくる²⁶。

8 「金持ち文化」の終焉

こうして戦後を迎え、実業家による「金持ち文化」は、先に述べた財産税の衝撃を経験することになる。財産税により、個人資産の「地ならし」が進んだ。富裕な実業家たちの多くは、納税のために資産、とりわけ書画骨董コレクションを手放すことになった。その結果、実業家の茶会文化は崩壊していった。というのも、彼らの文化の中心は、何といても彼らのコレクションであり、それらは彼らがハイソサエティに属していることを象徴的に示していたからである。

財産税について、すこしばかり説明しておこう。財産税は、戦時に積もった国の債務を短期間に処理するための手段として大蔵省内

で企画されたものであった。その後、GHQとの折衝をつうじて、GHQの意図どおり、戦争協力者や戦争で儲けた者から財産を没収するという主旨の税として実施されることになった。富裕層をターゲットとする税制という趣旨になったのである。財産税法は昭和21年11月に成立した。課税対象は、生活必需品を除いた個人財産から債務公課等を差し引いたものである。免税点は10万円に設定された。税率は最低で25%であり、1500万円を超える資産には90%が課された。極度の累進課税である。財産税は富裕層にとって大きな打撃となった。

この税制によって90%という最高税率の適用を受けた者は、100人程度であった。大蔵省が発表した2月中旬段階での申告状況（昭和22年6月12日）によると、税額第1位は住友吉左衛門とその家族で、以下、三井高公、岩崎久弥、岩崎彦弥たら、財閥の当主らが上位を占めている。住友吉左衛門の場合、課税価格が1億2000万円、支払うべき財産税は1億661万円であった。したがって、資産は1300万円程度にまで削減された。

先に述べたように、財産税の導入で実業家たちの書画骨董コレクションは散逸した。それらは流動資産として財産税の課税対象となり、書画骨董商たちの意見を聞きながら価格が評価された。益田孝の場合、益田の嗣子・太郎に引き継がれた純資産の38%を美術品が占めていた。それらはやはり課税対象となり、納税のために大量に売却されることになった。財産税は、高級文化の主役である富裕な実業家からコレクションを奪い取った。そして、富の象徴として高価な道具類を中心に置く実業家たちのハイカルチャーは、消滅の道へと進んでいった。

実業家たちにとって、財産税の負担はきわめて重いものであったに違いない。しかし、徴税の実績は高かったことが伝えられている。戦後の日本経済再建のためには、過重であろうと財産税の納税はやむをえないという風潮があったという。納税への潔さは、小林も同様であり、戦時下の財界人として公職を追放された年に「雅俗山荘」はGHQによって接収された。その後、昭和26年8月に公職追放が解除されるまで、彼は身近な者と質素な茶事を行なって過ごした。

こうして富の平準化とともに、皮肉にも小林が事業のターゲットとしたミドルクラス中心の社会が現出した。財産税により、資産家は凋落した。また同時に、彼らが所有する書画骨董コレクションは解体した。こうして、茶事の嗜みがエリート実業家の証であった戦前の実業家文化は終焉した。益田孝たちがいた時代のように、茶事の先達から過去の茶会に関するエピソードを後進の徒が学ぶという文化継承のあり方は途絶えた。また、財産税による書画骨董の流出により、道具類の所有者が変わった。名高い数寄者が必ず高価な名品を持っている時代ではなくなった。かつて見られた茶会サークルの文化的な威信は、戦後の大衆文化のなかでは、もはや蘇ることがなかった。

9 再び階層問題へ

最後に、戦前の格差社会や階層文化のこのような終焉プロセスを踏まえて、最近の階層間格差問題について少し考えておこう。

経営史家の鳥羽欽一郎によれば、今日の財界人の趣味は、きまってゴルフか囲碁か読書であるという²⁷。また、よほどリッチでなければ財界人による骨董や絵画のコレクションは不可能であり、茶室を建てるほどの邸に住める人はほとんどいないと述べている。鳥羽の言葉を借りれば、戦後、彼らの趣味は「大衆化」したのである。鳥羽の指摘が正しければ、金銭の序列の最上層に存在するはずである富裕層文化（あるいはハイカルチャー）は、大衆文化との差異を維持できずにいわば拡散しているのだと言えよう。

そして、この点は、現代日本の文化的な状況に対して、少なからぬ影響を及ぼしているはずである。今や階層間の経済的な格差が拡大していくなかで、ヒエラルヒーの上方では、新たな富裕層が形成されつつあると言われている。しかしながら、富裕層に固有のライフスタイルや文化として、いかなるものが形成されていくのかは、きわめて不透明である。富裕層の文化的な志向の模範となる既存の具体的アイテムが見いだしにくい状況が、戦後ずっと継続している。そうした状況の下では、富裕層独自の階層文化（ハイカルチャー）が生み出される可能性は、乏しいであろう。

富裕層独自の文化的なアイテムは、戦後すぐに生じた財産の平準化により、ほぼ拡散してしまった。とすれば、現在、新たに生み出されつつある階層間の格差拡大とは、文化的な特徴を伴わない階層の亀裂や断裂のようなものが如実に現われ出てくる過程であると言えるのかもしれない。いわば疎遠でコミュニケーション不能の亀裂や断裂の関係であり、二極化した階層間の相互理解が困難な状況である。

この章の冒頭で触れたように、学歴を上昇移動の手段としない（あるいは、できない）人々が金銭的なヒエラルヒーの頂上と裾野の両方で存在感を示している状況では、なおさらこのことは現実味を帯びてくるであろう。戦後のメリトクラシー社会では、エリートの生成を正当化する中心的な根拠を学歴資格に求めてきた。また、そのなかで文化面では大衆的な均一性を維持してきた。しかし、学歴を必ずしも必要としないで金銭的な成功を果たした富裕層や学歴を上昇移動の手段として活用しない（あるいはできない）若年層たちが、大きな社会的勢力を形成すると、日本のメリトクラシー社会が大きく変容していく可能性がでてくる。「学歴は上昇移動を保障する」、「高い学歴は高い能力を反映しており、それは賞賛すべき価値を含んでいる」といった、学歴社会を「すみか」とする中間層に共有された想いは、一層懐疑にさらされるであろう。中流意識の根幹を支えてきたこのような学歴主義が若年の階層ほど希薄化していくなかで、先の階層間の断裂が徐々に露頭していくという構図である。

そうした状況においては、どこに固有の階層文化が生まれてくるのであろうか。それとも、ライフスタイルや趣味の多元化や個別化が今以上に進んでいくのであろうか。また、二極化する階層間の相互理解や思想的な共通項は、どのように確保されていくのであろう

か、今後の現代日本は、このような事情を孕む予断を許さない状況なのである。

注

- 1 本稿は、拙稿「近代日本のエリート実業家と社会的・文化的アイデンティティ」（城達也他編『アイデンティティと共同性の再構築』，世界思想社，2005年），および、「日本社会における“金持ち文化”のゆくえ」（『実業エリートの歴史社会学』三恵社，2010年，第6章）をもとに、大幅に稿を改めたものである。
- 2 東京大学での学生調査（東京大学学生生活委員会学生生活調査室『学生生活実態調査』）は毎年行なわれており、Web上で (http://www.u-tokyo.ac.jp/stu05/h05_i.html)公開されている。
- 3 たとえば、佐藤俊樹『不平等社会日本——さよなら総中流』，中央公論新社，2000年参照。
- 4 小杉礼子『フリーターとニート』，勁草書房，2005年，参照。
- 5 「五十万円以上全国金満家大番附」『講談倶楽部』，帝国興信所，1934年。
- 6 小林一三や財産税に関しては、おもに次の拙論で詳細に論じている。「実業家文化の戦前・戦後」永谷健，中久郎編『戦後日本のなかの「戦争」』，世界思想社，2004年。また、小林一三や財産税についての本章の内容も、その記載に多くを準拠している。
- 7 小林一三『新茶道』，文芸春秋新社，1951年〔講談社版，1986年，28頁〕。
- 8 以下の明治後期から大正期にかけての実業家文化の詳細については、拙著参照。永谷健『富豪の時代』，新曜社，2007年。
- 9 矢野文雄『安田善次郎傳』東京，安田保善社，大正14年，244頁。
- 10 鶴友会編纂兼発行『大倉鶴彦翁』大正13年，巻末年表参照。
- 11 矢野文雄，前掲書，巻末年表参照。
- 12 「解題」『明治百年史叢書：農工商高等会議事速記録（上）第一回会議』原書房，1991年，1頁。
- 13 小林端五『工場法と労働運動』青木書店，1965年。
- 14 藤原正人編『明治前期産業発達史資料 補巻(28) 第一回農工商高等会議事速記録』，明治文献資料刊行会，昭和47年，327頁。
- 15 前掲書，327-8頁。
- 16 間宏『日本労務管理史研究』ダイヤモンド社，1964年，54頁。
- 17 前掲書，44-5頁。
- 18 鐘紡営業部編『訓話集』第三巻，大正13年，69-70頁。
- 19 武藤山治『実業読本』日本評論社，大正15年。
- 20 日本経済史研究会『近代日本人物経済史』（下），東洋経済新報社，昭和30年，参照。
- 21 故団男爵伝記編纂委員会編纂兼発行『男爵団琢磨伝』下巻，昭和13年，31頁。
- 22 以下の小林一三の経歴については、小林一三『逸翁自叙伝』，日本図書センター，1997年，参照。
- 23 『小林一三全集 第5巻』ダイヤモンド社，1962年，93頁。
- 24 小林一三翁追想録編纂委員会編『小林一三翁の追想』，佐藤博夫発行，1961年，15-16頁。
- 25 前掲書，585頁。
- 26 前掲，『小林一三全集 第3巻』，316頁。
- 27 中川敬一郎・森川英正・由井常彦編『近代日本経営史の基礎知識《増補版》』，有斐閣，1979年，443頁。